

千葉県障害児の放課後・休日活動を保障する連絡協議会会則

前文

千葉県障害児の放課後・休日活動を保障する団体は、子どものあふれる笑顔や子どもの発達、成長を願って、保護者を援助しながら、他の様々な関係機関と意見交換や情報を共有しながら、子どもたちが自分の住む地域で安心、安全に「遊び・学び・暮らす」豊かな地域生活の発展に寄与していくことを基本理念とする。

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体の名称は千葉県障害児の放課後・休日活動を保障する連絡協議会（略称千葉放課後連）以下本会という。

(設立)

第2条 本会の設立は1999年（平成11年）8月29日である。

(事務所)

第3条 本会の事務所は事務局長の事業所住所に置く。

〒276-0046

千葉県八千代市大和田新田453-126

特定非営利活動法人にじと風福祉会内

(目的)

第4条 本会は、障害のある子どもの、放課後及び学校休業日における活動を発展させると同時に、障害のある子どもの発達およびその家族への支援、豊かな地域生活の保障に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、第4条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 障害児の放課後・休日活動の意義、重要性、必要性、を啓発し、理解を深める。（啓発普及部会）
- 2 事業運営やこれから事業を開始する団体、個人について相談支援を行う。（啓発普及部会）
- 3 障害児の放課後・休日活動にかかわる調査、研究を行う。（調査研究部会）
- 4 障害児の放課後・休日活動にかかわる職員の研修を行う。（研修部会）
- 5 障害児の放課後・休日活動に関する施策・提言を行う。（施策部会）
- 6 その他・本会の目的を達する事業

第2章 会員

(会員)

第6条 会員は第4条の目的を達するために、相互に尊重し、協力し合い活動するものとする。

本会の会員は次の2種類とする。

- 1 正会員 本会の目的に賛同して入会した事業所。
- 2 賛助会員 本会の目的及び活動に賛同する事業所、団体または個人。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は別に定める入会申込書により会長に申し込むものとし、会費

を納入しなければならない。会長は第4条に適合すると認められる時は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員が次の各号の一つに該当する時は退会するものとする。

- (1) 本会会長に対して退会届を提出し受理された時。
- (2) 会費を滞納したとき。
- (3) 会員であるものが第4条並びに第6条に反する行為がある時、またその他の事情においてその退会を役員会に諮り、会長の承認を得て退会させるものとする。
- (4) 本人が死亡、または団体が消滅した時。

第3章 役員等

第10条 本会には正会員の中から次の役員を置く。

- (1) 役員 8名以上
- (2) 役員のうち1名を会長とする。
- (3) 役員のうち若干名を副会長とする。
- (4) 役員のうち1名を事務局長とする。
- (5) 会長は役員の互選により選出し、総会で承認を得る。
- (6) 副会長、事務局長は会長が指名し、決定する。
- (7) 役員は総会において承認を得る。

(職務)

第11条 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は会務を代行する。会長の指名により決定する。
- 3 役員は役員会を構成し、この会則の定め及び総会の議決に基づき本会の業務を執行する。

(任期)

第12条 役員任期は1年とする。但し再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の在任期間とする。
- 3 前項に規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていない時は、その任期の末日後最終総会が集結するまで伸長する。

(欠員補充)

第13条 役員のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けた時は、遅滞なく補充しなければならない。

(解任)

第14条 役員が次の各号のいずれかに該当する時は、総会の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められる時。
- (2) 職務上の義務違反とその他役員としてふさわしくない行為があった時。

(組織)

第15条 本会には次の部会及び事務局、会計監査・顧問・名誉会長を置くことができる。

- (1) 啓発普及部会

啓発普及部には部員を若干名置き、啓発普及に関する企画を行う。役員会で選出し決定する。

(2) 調査研究部会

調査研究部には部員を若干名置き、調査研究等を行い今後の支援に役立てる。役員会で選出し決定する。

(3) 研修部会

研修部には部員を若干名置き、職員の研修を企画する。役員会で選出し決定する。

(4) 施策部会

施策部会には部員を若干名置き、児童発達支援、放課後等デイサービスのおかれている課題を整理し、提言を行う。役員会で選出し決定する。

(5) 事務局

事務局には部員を若干名置き、総会の運営、会計等の必要な事務を行う。部員は事務局長の指名により決定する。

(6) 本会に会計監査1名を置くことができる。会計監査は役員会で選出し、本会の会計について監査を行う。

(7) 本会には顧問を置くことができる。顧問は必要に応じて役員会で検討し、委嘱する。

第4章 総会

(総会)

第16条 本会の総会は定期総会および臨時総会とする。

(構成)

第17条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第18条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更。
- (2) 事業計画及び収支予算案並びに変更。
- (3) 事業報告及び収支決算。
- (4) 役員の選任または解任、職務。
- (5) 会費。
- (6) 事務局の組織及び運営。
- (7) その他運営に関する重要事項。

(開催)

第19条 通常総会は毎年1回開催する。

臨時総会は役員会が必要と認めた時。

(招集)

第20条 総会は会長が招集する。

(議長)

第21条 総会の議長はその総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第22条 総会は正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第23条 総会の議決事項は出席正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところとする。

(書面表決等)

第24条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員はあらかじめ書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

第25条 総会の議事について次にあげる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時および場所。
- (2) 正会員の現在数。
- (3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者についてはその旨を明記すること）。
- (4) 審議事項及び議決事項。
- (5) 議事の経過の概要及びその結果。
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項。

2 議事録にはその会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が議長と共に署名押印しなければならない。

第5章 役員会

(構成)

第26条 役員会は各部会の代表をもって構成する。

(権能)

第27条 役員会は次のあげる事項を議決する。

- (1) 総会に付議する事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない業務執行に関する事項。

(開催)

第28条 役員会は会長が必要と認めた場合に開催する。

2 役員会総数の3分の1の役員から請求があった時に開催する。

(招集)

第29条 役員会は会長が招集する。

2 会長は前条第1項の規定による請求があった時、その日から14日以内に招集しなければならない。

3 役員を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を7日以内に通知しなければならない。

(議長)

第30条 役員会の議長は事務局長が当たる。

(議決権)

第31条 役員会の業務は役員の過半数をもって決する。

(議事録)

第32条 役員会の議事については次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時および場所。
- (2) 審議事項及び議決事項。
- (3) 議事の経過の概要及びその結果。

第6章 会計及び事業計画

(資産)

第33条 本会の資産は次の通りとする。

- (1) 会費。
- (2) 寄付金品。
- (3) 財産から生じる収入。
- (4) 事業に伴う収入。
- (5) その他の収入。

(資産の管理)

第34条 資産は会長が管理し、その方法は総会の議決を経て会長が別に定める。

(事業計画及び予算)

第35条 本会の事業計画及び予算は会長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様である。

(事業計画及び決算)

第36条 会長は毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第37条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

第38条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局の部員は事務局長が任命する。

(書類および帳簿の備置き)

第39条 本会の書類及び帳簿は次の通りとする。

- (1) 会員名簿。
- (2) 収入、支出に関する帳簿。

第8章 会則の変更

この会則の変更は、総会に出席した過半数以上の議決を経なければならない。

(附則)

1 この会則は本会の成立の日から施行する。

2 本会の会費は次の各号に掲げる。

- (1) 正会員 年額 7,000円 (令和5年3月14日改定5000円から7000円に改定)
- (2) 賛助会員 年額 1口 2,000円

3 (会則改定)

- 1 この会則は2011年(平成23年)11月23日に改正した。
- 2 この会則は2012年(平成24年)11月25日に改正した。
- 3 この会則は2013年(平成25年)12月15日に改正した。
- 4 この会則は2014年(平成26年)5月11日に改正した。
- 5 この会則は2017年(平成29年)5月14日に改定した。
- 6 この会則は2018年(平成30年)5月13日に改定した。
- 7 この会則は2023年(令和5年)3月14日に改定した。
- 8 この会則は2024年(令和6年)6月15日に改定した。